

聖泉人文・社会学会会則

第一条（名称）本会は聖泉人文・社会学会（The Seisen Junior College Society of Humanities and Social Sciences）と称し、事務局を聖隸学園聖泉短期大学（以下、聖泉短期大学と略称する）内に置く。

第二条（目的）本会は人文科学、社会科学の分野における研究を行い、あわせて文化の発展に寄与することを目的とする。ただし、自然科学分野の研究をも含むことができる。

第三条（事業）本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1、機関紙「聖隸学園聖泉短期大学・聖泉人文・社会科学論集」(The Seisen Journal of Humanities and Social Sciences) の刊行及び配布。

2、研究諸成果の公刊。

3、研究発表会及び講演会の開催。

4、共同の研究並びに調査。

5、聖泉短期大学生が行う研究の助成。

6、前各号のほか、本会の目的達成に必要な事業。

第四条（会員構成）本会は次の会員をもって構成する。

1、正会員 聖泉短期大学専任教員。

2、特別会員 元会員、及び聖泉短期大学嘱託講師で入会を希望する者。

その他正会員が推薦し、総会で承認されたもの。

3、賛助会員 本会の趣旨に賛同し支持する個人または団体。

4、学生会員 聖泉短期大学在籍の学生。

第五条（役員）

1、本会に会長一名、委員若干名（うち一名は会計委員）を置く。委員は委員会を構成する。会長および委員の任期は二年とする。

2、委員会は研究発表会の開催、機関紙の編集、その他の事業の推進の任にあたる。

第六条（総会）総会は本会の最高機関とする。

1、総会は年一回開催し、役員の選出、予算、決算、会則の変更、その他本会の運営に関する重要事項を審議決定する。

2、会長がその必要を認めたとき、または正会員五名以上の要請があるとき、会長は臨時総会を招集することができる。

3、総会の定足数は正会員の三分の一以上とする。

第七条（会費）本会の経費は、会員の会費、大学よりの助成金、その他の収入をもって充てる。会費は次の通りとする。

1、正会員 年額 五〇〇〇円

2、特別会員 年額 五〇〇〇円

3、学生会員 年額 一五〇〇円

第八条（会計年度）会計年度は毎年四月一日より翌年三月三十日にいたる期間とする。

(附 則) 本会則は昭和六十一年四月一日よりこれを実施する。